平成２１年（フ）第３０２１号
名古屋市緑区桶狭間北２丁目401号　エレガンス武路101、住民票上の住所愛知県豊田市四郷町天道88番地１　いいだ荘10号
債務者　濵島　和泉（旧姓藤崎・瀬戸）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０６１号
名古屋市天白区大根町31番地　おおね荘３棟401号
債務者　伊藤　義美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０８１号
愛知県愛西市須依町北前2358番地10
債務者　外谷　雅子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０８２号
愛知県愛西市須依町北前2358番地10
債務者　外谷　佳香
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１０４号
愛知県北名古屋市高田寺後明30番地
債務者　長尾　　式
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１１５号
愛知県常滑市市場町５丁目35番地
債務者　伊藤由美子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２２５号
神戸市兵庫区吉田町２丁目35番５号
債務者　谷川義己こと　鄭　　永續
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４４５号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド団地50棟414号
債務者　鈴木　珠實
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６０号
神戸市兵庫区湊町４丁目２番12―313号、前住所神戸市兵庫区荒田町２丁目16番18号青ビル401号
債務者　森本　啓之
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５１９号
神戸市中央区花隈町23番14号グレース花隈201号
債務者　竹村美紀こと　禹　　幸恵
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５３３号
神戸市東灘区北青木２丁目３番102号
債務者　前田　招扶
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５３４号
神戸市東灘区北青木２丁目３番102号
債務者　前田マリ子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３３号
兵庫県伊丹市森本３丁目10番地クレストール203号
債務者　山本眞由美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３９４号
兵庫県伊丹市森本５丁目163番地４、前住所兵庫県伊丹市森本５丁目163番地３
債務者　紙谷　美江
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３９５号
兵庫県伊丹市森本５丁目163番地３
債務者　紙谷由佳里
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３９６号
兵庫県伊丹市森本５丁目163番地の４
債務者　紙谷　**佝**子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１１９号
兵庫県豊岡市妙楽寺113番地の８　河本アパート１―６
債務者　山下　沙織
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係